

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 22 回 経済の自由 (1)

1. 公共の福祉

- ・ いかなる人権も、絶対無制限に保障されるのではなく、公共の福祉による制限がある。
- ・ 公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、自由権一般には、12 条や 13 条を根拠とした必要最小限度の内在的な制約のみが認められ、経済的自由権には、22 条や 29 条を根拠に、福祉国家理念の実現という見地からの政策的な制約が予定されている。

2. 居住・移転の自由

- ・ 22 条 1 項前段が保障する居住・移転の自由とは、どこに住み、どこへ移動するかについての自由であり、これには旅行の自由も含まれる。
- ・ 22 条 2 項は、外国移住の自由と国籍離脱の自由を、日本国民に対して保障する。
- ・ 海外渡航の自由（外国旅行の自由）が憲法のどの条項で保障されるかについては、争いがある。22 条 1 項の居住・移転の自由に含まれるという見解や、13 条の幸福追求権に含まれるという見解もあるが、判例は、22 条 2 項の外国移住の自由に含まれるという（帆足計事件最高裁判決（最大判昭和 33 年 9 月 10 日民集 12 卷 13 号 1969 頁））。

3. 財産権の保障

- ・ 29 条 1 項は、個人が現に有する具体的な財産上の権利と、個人が財産権を享有できる法制度とを保障する（森林法事件最高裁判決（最大判昭和 62 年 4 月 22 日民集 41 卷 3 号 408 頁））。
- ・ 29 条 2 項は、1 項で保障された財産権の内容が、法律によって一般的に制約されるものであることを明らかにしている。
- ・ 29 条 3 項は、公共のために個人の私有財産を国家が制約できること、そして、その際には正当な補償が必要であることを規定する。

- ・ 補償が必要な場合とは、国家が特定個人に特別の犠牲を加えた場合である。すなわち、侵害行為が特定の者を対象とするものであるかと、侵害の程度が受忍限度を超えるものであるかを総合的に判断する。
- ・ 正当な補償とは、原則として、制約された財産の客観的な市場価格の全額を補償することをいう(土地収用法事件最高裁判決(最判昭和48年10月18日民集27巻9号1210頁))。ただし、判例は、戦後の農地改革のように社会の著しい変化が生じた場合などには、例外的に、当該財産について合理的に算出された相当な額であれば足りるとしたこともある(農地改革事件最高裁判決(最大判昭和28年12月23日民集7巻13号1523頁))。
- ・ 補償請求は、通常、法令の具体的な規定(例えば、土地収用法68条以下)に基づいて行うが、たとえ法令に補償規定が欠く場合でも、憲法29条3項を直接の根拠に補償請求を行うことができる(河川附近地制限令事件最高裁判決(最大判昭和43年11月27日刑集22巻12号1402頁))。

【宿題】小売商業調整特措法事件最高裁判決(1-91)、薬事法事件最高裁判決(1-92)及び公衆浴場法事件最高裁判決(1-89)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q22-1 居住・移転の自由の複合的性格に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 居住・移転の自由は、歴史的には、職業選択の自由の当然の前提として自由に住所を定め、他の場所に移動することを認めたところに由来するものである。
 - イ. 居住・移転の自由は、非人道的な自由の拘束状態からの解放を企図する人身の自由の要素を併せ持つものではない。
 - ウ. 居住・移転の自由の保障は、広く知的な接触の機会を得るためにも不可欠であるので、精神的自由の要素も併せ持っている。
- Q22-2 財産権の保障に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 憲法は、私有財産制と具体的な財産上の権利をともに保障しており、後者には所有権などの物権のほか債権や知的財産権などが含まれる。
 - イ. 財産権の内容は必ず法律によって定めなければならないが、財産権の制約は法律によらずに、政令によることも許される。
 - ウ. 財産権が公務員の故意又は過失による違法な行為によって侵害されたとき、被害者は国又は地方公共団体に対し損失補償を請求できる。